

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-2-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		110,277(千円) 209,138(千円)	全体事業費	110,277(千円) 209,138(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 3 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。</p> <p>&lt;事業の位置づけ&gt;</p> <p>【浪江町復興計画（第一次）】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度～令和 2 年度&gt;</p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 17,526 千円（対象戸数：19 戸/総戸数：22 戸）</p> <p>平成 30 年度 92,751 千円（対象戸数：74 戸/総戸数：85 戸）</p> <p>令和元年度分 98,861 千円（対象戸数：79 戸/総戸数：85 戸）</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。</p>					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備					

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	(1) - 3 - 1
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	14,738 (千円) 28,858 (千円)	全体事業費	14,738 (千円) 28,858 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 4 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画 (第一次)】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの) (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～令和 2 年度> 家賃の低減に要する費用の補助 平成 29 年度 2,353 千円 (対象戸数: 14 戸/総戸数 22 戸) 平成 30 年度 12,385 千円 (対象戸数: 59 戸/総戸数 85 戸) 令和元年度分 14,120 千円 (対象戸数: 67 戸/総戸数 85 戸)					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備					

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1) - 6 - 1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		34,218(千円) 61,623(千円)	全体事業費	36,868(千円) 64,273(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成 29 年 9 月 11 日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。</p> <p>&lt;事業の位置づけ&gt;</p> <p>【浪江町復興計画（第一次）】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。</p> <p><b>（事業間流用による経費の変更）平成 30 年 1 月 18 日</b></p> <p>浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から 3,092 千円(国費 2,319 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 5,178 千円(国費 4,530 千円)から 7,828 千円(国費 6,849 千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度～令和 2 年度&gt;</p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 5,178 千円(対象戸数: 36 戸/総戸数 80 戸) 7,828 千円(事業間流用後)</p> <p>平成 30 年度 29,040 千円(対象戸数: 66 戸/総戸数 80 戸)</p> <p>令和元年度 27,405 千円(対象戸数: 65 戸/総戸数 80 戸)</p>					

地域の帰還環境整備との関係
---------------

当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生が促進されるものである。
---

関連する事業の概要
-----------

幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備
----------------------------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
----------

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性
-----------

--

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	浪江町飲料水等安全確保支援事業	事業番号	(2) -19-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	116,245(千円) 120,135(千円)		全体事業費	116,245(千円) 120,135(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
帰還する町民が安心して生活するためには、放射性物質に対して安全・安心して利用できる飲料水及び生活用水の確保が必須である。浪江町では、上水道が整備されているところであるが、一部、井戸水や沢水を利用していた世帯があり、こういった方々が安心して帰還できるよう、井戸を整備することにより飲料水及び生活用水を確保する。					
事業概要					
放射線や放射性物質への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、町内の上水道が供給されていない世帯のうち帰還意向のある世帯に対し、放射線を取り込まない措置として、新規の井戸掘削による安全・安心な飲料水及び生活用水の確保を実施する。 第 24 回で申請した 3 世帯のうち 1 世帯分について、当初、掘削深さ 100m を湧水箇所として着手し、70m 付近で十分な湧水を得られたことから簡易的な水質確認を行ったところ、鉄分を多く含んだ飲料水として適さない水質であることを確認した。このため 70m から段階的に掘削し、土質、水質を確認したところ、土質は粘土から礫に変わり、また鉄分については段階的な濃度の低下を確認できたことから、更なる掘削により飲料に適した水質に改善する見込みが高いとの結果を得た。以上を踏まえ掘削深さを 100m から 50m 追加し飲料水に適した水を確保するための追加事業を実施する。					
当面の事業概要					
(平成 30 年度まで) ・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯 (第 24 回) ・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯 (第 26 回) ・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯 (今回) ・井戸掘削 (100m⇒150m)					
地域の帰還環境整備との関係					
住民の帰還に向けて、放射性物質が飲料水、生活用水に混入する不安払拭のための措置を講じるものである。除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上を図ることにより、浪江町の復興・再生に資するものである。					
関連する事業の概要					
個人線量計による外部被ばく線量測定事業、WBC による内部被ばく検査事業などと併せて、放射線や放射性物質に対する帰還住民の不安の解消を図る。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	378,485 (千円) 441,724 (千円)		全体事業費	378,485 (千円) 441,724 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。現状の管網での最大供給可能量は、3,700m<sup>3</sup>/日である。棚塩産業団地 (4,000m<sup>3</sup>) 及び南産業団地 (1,840m<sup>3</sup>/日)、北産業団地 (329m<sup>3</sup>/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。

事業概要

- ・ 請戸住宅団地整備及び産業団地計画に伴い、配水管を整備する (φ250 L=2,654m)
- ・ 苺野系統からの配水管を整備し、棚塩産業団地及び北産業団地への用水を確保するため、配水管布設設計 (φ200 L=1,800m)、及び布設工事を行う。
- ・ 管網が形成されている区域に圧力が高い水道管を布設することにより、接続する水道管への影響が大きいため、管網計算及び運用検討等を行う。

当面の事業概要

<平成 30 年度>

調査及び比較検討、計画作成

<平成 31 年度>

- ・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)
- ・ 産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苺野系統第 1)
- ・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苺野系統第 1 : 道路拡幅部)
- ・ 配水管布設に伴う管網計算等業務委託

<令和 2 年度>

- ・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苺野系統第 1 : 既存道路部)

地域の帰還環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起すものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	